

# IP通信網サービス契約約款（共通編）【現改比較表】 2020年10月1日現在

～2020年9月30日

2020年10月1日～

目次（略）

第1章～第14章（略）

別記（略）

附 則（令和2年9月23日 P S 事推第00692342号）

（実施期日）

1 この改正規定は、令和2年10月1日から実施します。

（経過措置）

2 当社は、令和2年10月1日から令和3年1月5日までの間に、光アクセス回線の新設を伴うタイプ8のコース1（プラン25又はプラン26に係るものを除きます。）に係る第2種契約の申込み又は細目若しくは区分の変更の請求（当社が指定する申込み方法であって、タイプ1のコース1のプラン1-5又はタイプ2からの細目又は区分の変更を除きます。）を当社が承諾し、令和3年4月30日までにその利用が開始された場合は、料金表第2表（工事に関する費用（工事費（附帯サービスの工事費を除きます。）））の2-3（第2種オープンコンピュータ通信網サービス（タイプ8のコース1及びコース3に係るものに限ります。）の提供の開始に関する工事費）の2-3-1（新規開通工事費）に規定する工事費を適用しません。

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

～2020年9月30日	2020年10月1日～
	4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。